

平成14年7月12日

## 情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイド

〔調達関係省庁申合せ〕

本標準ガイドは、調達機関が総合評価落札方式により調達する場合の事務処理の効率化等に資するため、財務大臣と協議を整えた各省各庁の長の定めとともに、運用上の基本的な事項を手引きとしてとりまとめたものである。

### 第1 各省各庁の定め（財務大臣協議済）

#### I 適用範囲

情報システム（スーパーコンピューター（スーパーコンピューターに係るサービスのうちシステムの開発、ソフトウェアの開発又はシステム・インテグレーション・サービスに限り、その他のスーパーコンピューターに係るサービス又はスーパーコンピューター製品と一体的に整備する場合にあっては、当該その他のスーパーコンピューターに係るサービス又はスーパーコンピューター製品を含む。）、コンピューター・サービス（コンピューター・システムの開発、コンピューター・ソフトウェアの開発又はシステム・インテグレーション・サービスに限り、その他のコンピューター・サービス又はコンピューター製品と一体的に整備する場合にあっては、当該その他のコンピューター・サービス又はコンピューター製品を含む。）、電気通信サービス（電気通信機器に係るシステム・インテグレーション又はカスタム・ソフトウェア開発に限り、その他の電気通信サービス又は電気通信機器と一体的に整備する場合にあっては、当該その他の電気通信サービス又は電気通信機器を含む。）又は医療技術サービス（医療技術製品に専ら用いるソフトウェアの設計に限り、その他の医療技術サービス又は医療技術製品と一体的に整備する場合にあっては、当該その他の医療技術サービス又は医療技術製品を含む。）をいう。）のうち、その整備水準によっては、国民に対して著しい不利益を与え又は国に対して著しい損害を与えるおそれのある情報システムであって、既存のソフトウェアプロダクトの活用のみによっては整備できないものとして各省各庁の長が認めるものについて適用する。

（注）上記は、「スーパーコンピューター導入手続（改正）」（平成2年4月19日第13回アクション・プログラム実行推進委員会決定）、「日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置」（平成4年1月20日第17回アクション・プログラム実行推進委員会決定。）、「日本の公共部門における電気通信機器及びサービスの調達に関する措置」（平成6年3月28日第21回アクション・プログラム実行推進委員会決定。）又は「日本の公共部門における医療技術製品及びサービスの調達に関する措置」（平成6年3月28日 第21回アクション・プログラム実行推進委員会決定。）が適用されるものに限る。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| その整備水準によっては、国民に対して著しい不利益を与え又は国に対して著しい損害を与えるおそれのある情報システム                                                                                                                                                                                                                                                          |  |
| 1. 個人情報・企業情報等行政機関外部からの情報を処理する情報システム<br>①電子申請システム<br>②電子調達システム<br>③法執行関連システム<br>特許、関税、郵政事業、年金事業、貿易管理、化学物質管理等<br>等<br>2. 行政サービスの結果に直接影響を与える情報システム<br>①統計処理システム<br>②科学技術計算システム<br>③気象情報処理システム<br>④政策情報提供関連システム<br>等<br>3. 行政管理のために不可欠な情報システム<br>①総合的な文書管理システム<br>②人事・給与管理システム<br>③政策評価システム<br>等<br>4. その他           |  |
| 適用する調達の範囲                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 1. 上記対象となる情報システムであって、その理論的最高性能が 100GFLOPS（「スーパーコンピューター」に該当する場合。）以上の又はその予定価格が 80 万 SDR を超える調達（「コンピューター製品及びサービス」に該当する場合。「医療技術製品及びサービス」又は「電気通信機器及びサービス」に該当する場合にあっては、調達の種類により 38.5 万 SDR を超える調達又は 10 万 SDR 以上の調達）。<br>2. 1. のほか、調達機関が総合評価による落札方式を適用することが適当であると判断する調達であって、入札公告又は入札公示の前日から起算して少なくとも 30 日前に財務大臣に届け出たもの。 |  |

(注) 1. 本落札方式を適用する場合において、基準額（SDR）の邦貨換算は「国の物品等調達手続の特例を定める政令」（昭和 55 年 11 月 18 日政令第 300 号）第 2 条の規定に基づく大蔵大臣告示の邦貨換算額を基礎にして、次の方法により行う。

基準額（SDR）の邦貨換算額＝13 万 SDR の邦貨換算額×〇〇／13

（注）〇〇は換算の対象となる SDR を万単位で記入する。

2. 邦貨換算額の端数処理については、10 万 SDR 又は 38.5 万 SDR は 100 万円未満を切り上げ、80 万 SDR は 1000 万円未満を切り上げるものとする。

## II 落札方式

- 1 入札者に価格及び性能、機能、技術等をもって申込みをさせ、次の各要件に該当する者のうち、III「総合評価の方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。
  - (1) 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。
  - (2) 入札に係る性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）が、入札公告又は入札公示（これらに係る入札説明書を含む。以下同じ。）において明らかにした性能等の要求要件（以下「技術的要件」という。）のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たしていること。
- 2 上記1の数値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

## III 総合評価の方法

- 1 入札価格に対する得点配分と、性能等に対する得点配分は、等しいものとする。
- 2 入札価格の評価方法については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。
- 3 性能等の評価方法については、次のとおりとする。
  - (1) 評価の対象とする技術的要件については、当該調達之目的・内容に応じ、事務・事業上の必要性等の観点から評価項目を設定し、これを必須とする項目とそれ以外の項目とに区分する。
  - (2) 必須とする項目については、各項目毎に最低限の要求要件を示し、この要求要件を満たしていないものは不合格とし、要求要件以上の部分については評価に応じ得点を与える。
  - (3) 必須とする項目以外の項目については、各項目毎に評価に応じ得点を与える。
  - (4) 各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定める。
- 4 価格及び性能等に係る総合評価は、入札者の入札価格の得点に当該入札者の申込みに係る性能等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行う。

## IV その他

この落札方式は、平成14年8月1日以降に入札公告又は入札公示を行うものについて適用する。このほか、平成14年7月12日から平成14年7月31日までの間に入札公告又は入札公示を行うものについても、当該入札公告又は入札公示の前日以前に財務大臣に届け出ることにより適用することができることとする。

また、この落札方式による場合には、落札決定に当たって総合評価による旨及びその方法を入札公告又は入札公示において明らかにするものとする。

## 第2 総合評価に関する手引き

### I 一般的事項

- 1 総合評価に関する基準の作成については、意見招請手続等を通じて得られた資料及び意見等を参考としつつ、措置等に則し、透明性及び公平性を確保して行う。
- 2 技術的要件及び入札の評価に関する基準については、入札説明書において明らかにするものとし、この旨入札公告又は入札公示において明記するものとする。
- 3 調達機関は、技術的要件及び入札の評価に関する基準を、仕様に関する書類（以下「仕様書」という。）及び総合評価に関する書類（以下「総合評価基準」という。）において定める場合にあっては、入札説明書の一部としてこれらを供給者からの要請に応じ速やかに交付する。

### II 技術的要件

- 1 技術的要件は、必須の要求要件及びそれ以外の要求要件に区分して、入札説明書（仕様書を含む。）において明らかにするものとする。
- 2 技術的要件は、調達上の必要性・重要性に基づき、意見招請手続等を通じて得られた資料及び意見等を参考としつつ、適切に設定するものとする。
- 3 必須の要求要件については、調達機関が実際に必要とする必要最低限の内容に限るものとする。
- 4 必須以外の要求要件については、総合評価基準において定める評価項目として評価の対象とするものに限るものとし、評価の対象としないものは記載しない。
- 5 意見招請手続等を通じて得られた資料及び意見等の結果、供給者間で異なる方式による性能等の提案があり、いずれのものも採用可能な場合には、技術的要件は特定の供給者を排除しないよう設定し、各供給者の性能等の評価が可能となるよう配慮するものとする。
- 6 技術的要件は、定量的に表示し得るもの（性能等を数値化できるもの）は、原則として数値で表すこととし、それが困難で定性的に表示せざるを得ないものについては、可能な限り詳細かつ具体的に記載する。

### III 評価基準

- 1 入札の評価に関する基準は、評価項目、得点配分（入札価格に対する得点及び性能等に対する得点）、その他の評価に必要な事項とし、入札説明書（総合評価基準を含む。）において明らかにするものとする。
- 2 性能等の評価項目及び得点配分は、調達上の必要性・重要性に基づき、意見招請手続等を通じて提供された実際に導入可能な情報システムの性能等を参考としつつ、適切に設定するものとする。
- 3 調達上の必要性・重要性に照らし、必要な範囲を超え評価する意味のないものは、評価の設定の対象からは除外するものとする。
- 4 性能等の評価項目については、可能な限りその評価する内容を詳細かつ具体的に示すものとする。この場合において、あらかじめ数値等により定量的に評価する範囲（上限値等）を示すことができるものについては、当該評価項目毎にその旨を明

記することとする。

- 5 性能等の評価項目は、調達上の必要性に基づき、別紙に掲げる項目から選択する。  
なお、具体的な評価項目を設定する場合においては、その項目は当該調達に係る契約において、その内容が担保できるものに限るものとし、担保できないものは評価項目の対象としない。

#### IV 評価

- 1 入札の評価は、入札説明書（仕様書及び総合評価基準を含む。）に基づいて行うものとし、入札説明書に記載されていない性能等は評価の対象としない。
- 2 性能等の評価は、調達機関による公正、公平な審査を通じて適切に行うものとする。  
また、当該審査に当たっては、全ての入札者に共通の基準で行うこととし、特定の入札者の評価に特定の方法を用いない。
- 3 必須の評価項目については、入札説明書（仕様書を含む。）に記載された必須の要求要件で示した最低限の要求要件を満たしているか否かを判定し、合格、不合格の決定をする。  
合格とされたものについては、入札説明書（総合評価基準を含む。）に基づき得点を与える。
- 4 必須以外の評価項目については、入札説明書（仕様書を含む。）に記載された必須以外の要求要件を満たしているか否かを判定し、当該要求要件を満たしている場合は、入札説明書（総合評価基準を含む。）に基づき得点を与える。
- 5 定性的な評価項目に関する評価に当たっては、十分、合理的な理由をもって行うものとする。
- 6 性能等の評価に当たり、入札に係る情報システムに対し、実施試験を課す場合には、公正かつ無差別な手段で行われることを確保するため、当該試験の実施内容・方法等を入札説明書において明らかにするものとする。

#### V その他

- 1 落札結果等の記録及び情報提供
  - (1) 総合評価における入札者の申込みに係る性能等の評価及び落札の結果については、直ちに記録する。特に、技術的要件の審査結果については、各評価項目毎に評価の結果及びその理由を記録し、供給者の苦情等に適切に対応するものとする。
  - (2) 落札者と入札者それぞれの商号又は名称、入札価格及び性能等の得点並びに予定価格については、契約締結後遅滞なく公表する。ただし、予定価格については、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認める場合において公表するものとする。
- 2 評価内容の担保
  - (1) 総合評価において評価した性能等については、全て契約書にその内容を記載することとし、その履行を確保するものとする。
  - (2) 情報システムの納入時の検査に当たっては、評価した性能等の内容を満たしていることを確認するものとする。

## [別紙]

### (1) 性能、機能等に関する項目

#### ○処理能力

##### ①機器性能諸元

###### a)演算処理装置能力（総合処理能力）

調達するシステムの対象業務に応じて評価する項目を設定する。基本的に国際標準尺度等を採用するものとする。

###### b)外部記憶装置のアクセスタイム及び転送速度

仮想記憶装置やデータベースマネージメントシステムなどを採用しているシステムでは、外部記憶装置の性能や処理方式がシステムの処理能力を左右する場合があります、アクセスタイム及び転送速度を上記条件を充分考慮しながら評価する項目を設定する。

###### c)通信関係の能力

収容回線数、サポート通信速度、通信インターフェース等について評価する項目を設定する。

###### d)チャンネル又はバスの能力

チャンネル数、バス数、転送速度、接続装置台数等について評価する項目を設定する。

###### e)その他機器の性能諸元

調達の対象となるシステムの特性に従い、適宜、周辺機器等の性能諸元について評価する項目を設定する。

##### ②システム性能値

システムの特性等に応じて、標準モデルによる性能値、特定モデルシミュレーション性能値、ベンチマークによる処理能力値の性能値について評価する項目を設定する。

#### ○容量・規模

##### ①主記憶装置の容量

オペレーティングシステム（OS）、ミドルウェア、ユーザアプリケーションの主記憶装置の利用形態を充分考慮した主記憶装置全体の容量等について評価する項目を設定する。

##### ②直接アクセス記憶装置の容量

調達するシステムの処理効率、安全性・保全性等を考慮した容量等について評価する項目を設定する。

### ③ソフトウェアの規模

調達するシステムのソフトウェア規模を一定の範囲において評価する項目を設定する。

### ④対象となるデータ容量

調達するシステムが使うデータ容量に対する処理能力の保証を行うため、処理可能な最大データ容量等について評価する項目を設定する。

## ○環境条件

### ①電源装置

電源設備の規模及び供給方式（商用電力仕様、AVR 使用又は CVCF 使用）を決定する要素である機器の定格電力や電圧・周波数許容変動幅等を検討し、機器の電源設備上の仕様及び性能について評価する項目を設定する。

機器によっては定格電力に比べ始動時の初期負担が非常に大きい場合があり、この点に留意し、評価する項目を設定する必要がある。

### ②空調条件

空調設備について評価する項目を設定する。

### ③設置条件

建設設備の規模及び強度を決定する要素である機器の設置面積及び重量を検討し、機器の設置上の要件について評価する項目を設定する。

また、建設設備の耐震性、消火設備、セキュリティについて評価する項目を設定する。

### ④環境調和性

一般事務室に設置する機器に関しては、事務室の環境に調和した形状及び騒音性、振動制等の各種条件について評価する項目を設定する。

### ⑤開発場所

システム開発を行う場所を設定する場合、調達の形態による各種条件について評価する項目を設定する。

### ⑥開発機器

開発に使用する機器について評価する項目を設定する。開発場所との関係もあるが、調達するシステムの開発に対応できる機器であるかについて評価する項目を設定する。

## ○機能性

### ①ハードウェア構成機器機能

ハードウェア機器を機能毎に分割し、各構成要素について評価する項目を設定する。また、ISO15408 等の評価認証済みの機器について評価する項目を設定する。

a)中央処理装置

b)外部記憶装置

c)入出力装置（特殊機能を含む。）

d)端末装置

e)サーバ・クライアント・WS

f)その他

### ②ソフトウェア機能

ソフトウェア機能はオペレーティングシステム、機能プログラムプロダクトに分けて、それらを実評価する項目を設定する。

### ③通信機能

通信プロトコル、サポート回線種（LAN/WAN を含む）を実評価する項目を設定する。

### ④システム機能

ハードウェア、ソフトウェア、ネットワークが有機的に結合された、一体のシステムとしての機能を実評価する項目を設定する。

## ○規格性

### ①入出力媒体に対する規格性

入出力媒体（磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク等）の情報記録様式及び媒体上の表現に関し、JIS 規格又は、ISO 規格等に準拠して評価する項目を設定する。

### ②システム開発方法に対する規格性

開発技法及び開発に使用するツールは、システムのライフサイクルを考慮して評価する項目を設定する。

### ③言語処理プログラムに対する規格性

FORTORAN,COBOL,C 等プログラム言語のプログラム記述形式、入出力データ記述形式、文法規則に関し、JIS 規格又は、ISO 規格等に準拠して評価する項



目を設定する。

④通信機能

通信プロトコルは JIS 規格又は ISO 規格等に準拠して評価する項目を設定する。なお、ISO 規格は、ITU の勧告に基づく規格と重複している部分があり、勧告と規格制定に時間的ギャップがあるため、分析に当たっては、ITU 勧告にも留意する必要がある。

⑤システム間接続機能

業務プロセスを考慮したシステム間の相互運用性（データの互換性、プロトコル等）について、国際標準、国内標準に準拠して評価する項目を設定する。

⑥その他規格性

国際標準、国内標準等に準拠して評価する項目を設定する。

○移行性

①業務の継続性

既存業務の継続性と保証等について評価する項目を設定する。

②データ等の継続使用

データ等の継続使用にかかる保証、コンバートの要否、コンバート要の場合のリスク等について評価する項目を設定する。

③システムの継続使用

既存システムの継続使用に係る保証、プログラムコンバートの要否、コンバートが必要な場合のリスク等について評価する項目を設定する。

④移行条件

移行条件の遵守に関わる、移行期間、移行後の品質等について評価する項目を設定する。

⑤操作継続性

既存システムとの操作継続性について、変更が発生する場合にそれを評価する項目を設定する。

○その他

## (2) 信頼性、安全性等に関する項目

### ○性能信頼性

#### ①信頼度指標

##### a)平均故障時間間隔 (MTBF:Mean Time Between Failure)

システムが故障してから次の故障が発生するまでの平均時間であり、システムの根幹をなす機器についてこれを評価する項目を設定する。

##### b)平均修復時間 (MTTR:Mean Time To Repair)

システムが故障してから修復が完了するまでの時間の平均であり、システムの根幹をなす機器についてこれを評価する項目を設定する。

##### c)稼働率 (Availability)

単位時間において、システムが業務を遂行できる比率であり、これについて評価する項目を設定する。

##### d)MTBUI (Mean Time Between Unschedule Interrupt)

ハードウェア／ソフトウェアを含めてシステムダウンする迄の時間について評価する項目を設定する。

#### ②信頼性技術

##### a)機器装置レベルの信頼性技術

装置レベルにおいて、誤り検出、自動訂正、再試行、障害通知などの障害検知機能、障害修復機能、障害診断機能の具備等について評価する項目を設定する。

##### b)システム構成技術

システムの信頼性の向上は、i)本体系、ii)入出力系、iii)通信系、iv)これらを総合したシステム構成となるため、これらについて評価する項目を設定する。

#### ③ユーザプログラム品質向上対策

ユーザプログラムの品質向上及び高信頼化を支援するための各種機能群等について評価する項目を設定する。

##### a)開発支援に関する機能

##### b)テスト支援に関する機能

##### c)ソフトウェア管理に関する機能

#### ④オペレーション信頼性向上対策

センター機器のオペレーションにおける誤操作対策等について評価する項目を設定する。

## ○稼働実績

### ①ハードウェア稼働実績

情報システムを構成する主要機器の同一モデル等の稼働実績等について評価する項目を設定する。

### ②ソフトウェア稼働実績

オペレーティングシステム及び各種ソフトウェアの稼働実績等について評価する項目を設定する。

## ○セキュリティ

各府省におけるセキュリティポリシーに則り、調達する情報システムの対象に応じて、そのセキュリティについて評価する項目を設定する。

### ①リスクの把握

想定すべき脅威を明らかにし、情報システムの持つ価値に応じたリスクを把握することについて評価する項目を設定する。

### ②セキュリティ要件の定義

把握されたリスクの程度に応じて、情報システムが持つべきセキュリティ要件を定義することについて評価する項目を設定する。

- a)ネットワークセキュリティ要件
- b)システムセキュリティ要件
- c)アプリケーションセキュリティ要件
- d)運用セキュリティ要件
- e)データセキュリティ要件
- f)システム設置物理環境セキュリティ要件
- g)個人情報保護要件

### ③セキュリティ機能体系の構築

定義されたセキュリティ要件を実現するためのセキュリティ機能体系について評価する項目を設定する。

- a)重要情報の機密性保護機能
- b)システムやデータの完全性を守る改ざん防止あるいは検知機能
- c)利用者の識別と認証機能
- d)アクセス制御機能
- e)否認防止機能
- f)不正侵入やサービス妨害を監視し検知する機能
- g)有害ソフトウェア（コンピュータウイルス等）の防止機能

h)セキュリティ監査機能

④セキュリティ運用プロセス

セキュリティ運用に関する一連のプロセスについて評価する項目を設定する。

- a)脆弱性検証
- b)不正侵入監視検知防止
- c)有害ソフトウェア排除
- d)セキュリティ問題管理
- e)セキュリティホール、インシデント対応
- f)ユーザー管理
- g)登録、解約、パスワード管理
- h)暗号鍵管理プロセス

⑤アクセスに対する保護機能

意図的な情報の漏洩及び破壊を回避するための対策として、アクセス制限を行う必要があるため、保護機能について評価する項目を設定する。

⑥破壊に関する保護機能

情報の破壊に対する各種保護対策の条件について評価する項目を設定する。

⑦セキュリティ評価

「ISO/IEC15408 を活用した調達のガイドブック」に基づくセキュリティ評価に関する項目を設定する。

○その他

(3) 拡張性、柔軟性等に関する評価

○拡張性

①ハードウェア拡張性

処理能力の向上、ファイル容量の増大および接続端末機の増加等のシステム拡張要因等について評価する項目を設定する。

②ソフトウェア拡張性

システム開発後における a)処理形態の拡張性、b)ネットワーク拡張性、c)オペレーティングシステムの拡張性等について評価する項目を設定する。

a)処理形態の拡張性

- 処理形態変更に伴う拡張性
- b) ネットワークの拡張性
  - c) オペレーティングシステムの拡張性
  - d) パッケージソフトウェアの導入容易性

## ○互換性

### ① 入出力媒体の互換性

入出力媒体である磁気テープ、フロッピーディスク等の機械的互換性、情報記録方式の互換性、内部コードの互換性等について評価する項目を設定する。

### ② プログラムの互換性

ソースプログラムレベルでの互換性及び実行形式プログラムの互換性、画面・帳票作成支援ツール等の互換性又は移行容易性等について評価する項目を設定する。

### ③ ジョブ制御言語の互換性

ジョブ制御言語の互換性及び移行容易性等について評価する項目を設定する。

## ○操作容易性

システムの稼働状況監視及びネットワークの稼働状況監視機能等について評価する項目を設定する。

## ○自動化対策

### ① 運用自動化機能

システム運用の自動化、省力化を目的とする機能等について評価する項目を設定する。

### ② 操作自動化機能

入出力装置の操作の自動化・省力化機能等について評価する項目を設定する。

## ○その他

## (4) 保守、支援等に関する項目

## ○ハードウェア保守

### ①保守体制方法

予防保守体制、障害発生時の対応体制、代替部品の調達体制等について評価する項目を設定する。なお、地方に展開しているシステムは、保守拠点、駆け付け時間等、地方における体制についても評価する項目を設定する。

### ②保守技術

障害の検知、診断、復旧を系統的、効果的に行うための障害自己診断技術、障害遠隔診断技術及び自動復旧技術、各種保守技術等について評価する項目を設定する。

## ○ソフトウェアサポート

ソフトウェアサポートの体制及びサポート範囲等について評価する項目を設定する。

### ①サポート範囲

ソフトウェアサポートのサポート範囲について、評価する項目を設定する。

### ②維持管理体制

ソフトウェア規模や種別に応じた、ソフトウェア維持管理体制、要員及び工数について、評価する項目を設定する。

## ○メンテナンス容易性

### ①機能構成

機能構成、機能分割について素案を提出させ、メンテナンスの容易性について評価する項目を設定する。

### ②ドキュメント

メンテナンスに必要となるドキュメントについて、その種類と内容を提出させ、今後の機能拡張時の有用性等について評価する項目を設定する。

### ③ソフトウェア管理ツール

ソフトウェア管理ツール利用の有無及びツールの内容等について評価する項目を設定する。

## ○文書支援

文書支援について、その有無、支援の媒体、提供時期、内容等について評価する項目を設定する。

## ○ユーザー教育

ユーザー教育について、教育の体制、対象、期間、方法等について評価する項目を設定する。

## ○制約条件

当該調達によって発生する調達側に対する制約条件について評価する項目を設定する。

## ○その他

### (5) 応札者の技術力、開発・供給能力等に関する項目

#### ○理解度、提案の具体性等

調達する情報システムの対象に応じて、入札者の理解度、提案の具体性等について評価する項目を設定する。

##### ①業務に対する理解度

適用業務に対する知識及び経験等について評価する項目を設定する。業務の基になる関連法規に対する知識及び関連業務に関わる知識、経験等について評価する項目を設定する。

##### ②提案内容の具体性

提案内容に記述された情報システムの機能、性能、採用する開発手法等に関する具体性を評価する項目を設定する。

##### ③提案内容の妥当性

提案内容について、開発期間、スケジュール、採用する開発手法等に関する妥当性を評価する項目を設定する。

#### ④処理の正確性等

業務レベルにおいて、処理の正確性、合法性、迅速性等についても、技術的レベルを評価する項目を設定する。

### ○開発方法論

応札者側が提供するにあたって使用する開発方法論の有無と妥当性等について評価する項目を設定する。また、開発方法論におけるドキュメントや機能構成の考え方等についても評価する項目を設定する。

### ○プロジェクト管理

プロジェクト管理に関する妥当性について評価する項目を設定する。

- ・プロジェクト要員レベル（評価基準の目安としての情報処理技術者試験によるランク分け）
- ・体制
- ・要員計画
- ・スケジュール
- ・プロジェクト管理手法
- ・プロジェクト管理実績

### ○技法／ツール

工程／機能別ツールに関し、適用予定の有無、及び妥当性等について評価する項目を設定する。

### ○開発環境の有無

開発の全部又は一部の工程を供給者側計算機で実施する場合、その計算機環境の整備状況等について評価する項目を設定する。

### ○開発実績

類似システム、類似規模（工数／費用）、類似開発手法及び類似スケジュールでの開発実績等について評価する項目を設定する。



- ・ハードウェア
- ・ソフトウェア
- ・ネットワーク
- ・システムインテグレーション

## ○移行実績

現有システムと同等のシステムからのシステム移行の実績について評価する項目を設定する。

## ○応札者の信頼性

### ①品質管理

品質管理について評価する項目を設定する。

- ・品質管理方針
- ・組織
- ・品質責任分担と権限
- ・品質管理活動
- ・品質管理ツール

### ②公的資格

以下のような公的資格（組織、職員）等の有無、取得に向けての取組について評価する項目を設定する。

- ・情報処理技術者試験
- ・技術士（情報工学部門）
- ・中小企業診断士（情報処理）
- ・PMP（Project Management Professional）
- ・ISMS 等
- ・ISO9000
- ・ISO14000
- ・その他

### ③セキュリティ

機密保持体制についての妥当性について評価する項目を設定する。

### ④職員教育

職員教育に対する組織及び体制と、教育実績等について評価する項目を設定する。

## ○ソフトウェアプロセス改善（SPI：Software Process Improvement）

CMMI<sup>SM</sup>、ISO9000 等に基づく SPI 活動等に対する実績を評価する項目を設定する。

## ○その他

### （６）ライフサイクルコストに関する項目

情報システムの構築に係るライフサイクルコストについて評価する 項目を設定する。

#### ①ライフサイクルコストの単価に関する評価

以下のライフサイクルコストの単価の大小について評価する項目を設定する。

- a)人月単価（調達プロセス段階毎）
- b)運用に係る月額費用
- c)保守に係る月額費用
- d)ソフトウェアのライセンスに係る月額費用
- e)その他

#### ②その他

### （７）その他

①上記の他、必要に応じて適当な評価項目を設定する。

②ソフトウェア開発に係る仕様書の作成等に当たっては、ISO／IEC／SLCP（Software Life-Cycle Process）に基づいてソフトウェア開発工程及び工程内容を明確に定義した基準に準拠することとする。